

障がい者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障がい者雇用の促進につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障がい者の自立について共同の責務を有しており、障がい者法定雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課せられています。

また、平成25年4月1日から、民間企業における障がい者の法定雇用率が、1.8%から2.0%に引き上げられるとともに、平成30年4月1日からは法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障がい者が追加されることから、これまで以上に、障がい者の雇用機会を確保していくことが求められております。

一方、道内の民間企業における障がい者の雇用の状況を見ますと、平成26年6月1日現在におきまして、法定の2.0%には達していないものの、昨年度の1.85%を上回る1.90%となっておりますが、法定雇用率を達成している企業の割合は47.6%にとどまっており、半数近い企業が未達成の状況にあります。

このような状況の中、北海道と厚生労働省北海道労働局では、本道の雇用失業情勢の改善を図ることを目的に、相互が連携し、それぞれの施策を密接な関連のもとに、円滑かつ効果的・一体的に実施するため、平成24年12月4日に「北海道雇用対策協定」を締結したところですが、障がい者に関する雇用促進につきましても協定における取組の一つに定め、北海道、北海道教育委員会、北海道労働局が、相互の緊密な連携のもと、就業支援の取組を進めているところであります。

本道経済は、緩やかな持ち直し基調が続く中、弱い動きが広がっているところですが、在職中の障がい者の雇用の維持、障がい者雇用率の速やかな達成はもとより、それにとどまらない障がい者の一層の雇用の推進、特別支援学校新規学卒予定者の受け入れ、さらには、障がい者を多数雇用している事業所や福祉施設等での仕事の確保、並びに企業に対する障がい者特性の理解促進につきまして、貴団体におかれましても深いご理解を賜りますとともに、会員企業等における積極的な取組を促していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成27年2月13日

中標津町商工会 会長 大橋 清勝 様

北海道根室振興局長 田中 宏之
北海道教育庁根室教育局長 村田 智己
根室公共職業安定所長 寒川 紀行